



やおっち商い通信

令和3年12月号
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

勲章受章



佐合重光前八百津町商工会長 様
旭日双光章（中小企業振興功労）を受章されました。

このたび、秋の叙勲で佐合重光氏（現佐合食品工業(株)取締役会長）が、旭日双光章を受章されました。
佐合重光氏は、平成14年5月から令和3年5月までの19年に亘り、八百津町商工会長を歴任され、平成26年5月から3か年岐阜県商工会連合会副会長を務められたほか、全国こんにやく協同組合専務理事、岐阜県こんにやく協同組合代表理事のほか、各種団体の役員を歴任され、八百津町内はもとより岐阜県内の商工業の振興に貢献された功績によりこのたびの受章となりました。心よりお慶び申し上げます。

特産品認定事業

「おいしい八百津推奨品」スタートしました！



「おいしい八百津推奨品」とは…

八百津町が推奨する新しいPR商品です。
販売開始から2年以内の産品（商品）を公募し、八百津町の風土と歴史に育まれた八百津町ならではの魅力や物語性、オリジナリティ、信頼性、将来性などの観点で審査を経て、認定されたものが「おいしい八百津推奨品」です。今年度は、以下の3品が認定されました。

- ◆ 純米吟醸久田見
 - ・ 花盛酒造ラベル（花盛酒造(株)）
 - ・ 満寿美屋ラベル（満寿美屋）
- ◆ 美濃特選だし酢（内堀醸造(株)）
- ◆ 純米大吟醸酒（内堀醸造(株)）



https://yaotsu-mall.com/oishii_yaotsu/

📌 税を知る週間

名古屋国税局関税務署管内 税に関する高校生の作文 八百津高等学校 2年生 瀨瀨彩弓さん (一社)中濃法人会八百津支部長賞を受賞されました。

令和3年度国税庁主催の「税に関する高校生の作文」に於いて、八百津高等学校 2年生 瀨瀨彩弓さんが(一社)中濃法人会八百津支部長賞を受賞されました。

国税庁では、日頃から国民各層・納税者の皆様に租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解していただき、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために、納税意識の向上に向けた取組みを行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

本年度も、高等学校の協力を得て「税に関する高校生の作文」の募集が行われ、次代を担う高校生の皆さんが、税を題材とした作文を書くことを通じて、税に対する関心を一層深めていただきたいという趣旨で毎年実施されています。

「私たちの未来を守る税」

岐阜県立八百津高等学校

瀨瀨 彩 弓

(こうけつ あゆみ)

「おばあちゃん、何してるの？」

いつものように私が祖母の家へ行くと、指を使った体操をしているのが目に入りました。

「認知症予防の指体操だよ。」

そう応えた祖母の顔は、どこか不安そうで、曇った表情をしていました。私の祖母は隣の家に住んでいます。七十九歳になり家族も日常生活の中で心配になることが増えてきたように感じます。必ず二回は同じことを聞き、買い物から帰ってくる時、

「あつ、買い忘れちゃった、さっきまで覚えていたんだけどね。」

こんな事を言うのが当たり前のようになってきました。ちよつとした段差に引つかかかって転んだり、消費期限の切れたものを冷蔵庫に残していたり、そんな姿を見て私は、胸が痛く締めつけられるような感覚に襲われました。

ある日、いつものように祖母の家へ行き、話をしていると、またあの指体操をしながら

「あなた達には迷惑かけれないからね。なんとかばけないように、介護なんてしてもらわないようにしたいものだよ。」

ぎこちない笑顔でそう言ったのです。

「そんなこと思わないで、迷惑かけるなんて思わないで。」

私からとっさに出た言葉でした。

「介護が必要になった時、お金がたぐさかんかかるとしよう。そんな形で迷惑かけれないんだよ。」この言葉がきっかけで私は、介護について調べるようになりました。もしも、介護が必要になったら、住宅改修や介護用品の購入などで六十九万円、全部で約五百万円程かかると知り、すごく驚きました。しかし、「介護保険」というものを利用すると福祉用具の貸与や、ホームヘルプなどたくさんサービスの受けられて、基本的に自己負担額は全体の1割で済むことが分かりました。私は調べる程に、なぜこんなサービスが受けられるのか疑問に思いました。その理由の一つに税金がありました。こんな大切なことに税金が使われているとは知らず、私は今まで買い物をする時、税金が無ければ安く買えるのになと思っていました。きつと一度は同じように思ったことがあるのではないのでしょうか。

私は、今回「介護保険」について調べたことで税金の重要性を身を持って実感することができました。だから皆さんも一度考えてみませんか。税金が誰かを、そして自分自身を救う、支えることに気付けるはずです。払わなければならないものという考えから、誰かの命を、私たちの生活を支えていくものという考え方へ変えてみませんか。税金は、私たちの未来を守る鍵となるのだから。

年末調整

◎ 年末調整は、令和4年1月20日(木)までに・・・
 年末調整個別相談所を下記の日程で開催します。
 担当税理士：大矢啓資 先生

令和4年 1月 7日(金) 午前9時～12時

1月14日(金) 午前9時～12時

場所：八百津町商工会

※本個別相談は、県の補助金を受けています。

地域産業の広報活動

産業会館展示室 リニューアルしました！

八百津町商工会館 1階にある産業会館展示室を一新しました。

産業会館展示室は、八百津町内の産業を理解いただくために八百津町内の工業製品を展示しています。

今回のリニューアルは、照明設備のLED化(省エネ対策)及び展示製品の一新を実施しました。

中央の柱には、町内の工業をタペストリーで紹介、また壁面に八百津の商いの成り立ちをボードで紹介するなど今までの展示室からイメージが明るく、わかりやすい展示となっています。

今後も展示事業者を募集して参りますので、展示を希望される事業者様は、展示についてご検討ください。

展示いただいている事業者のみなさんは、一覧表のとおりです。



産業会館展示室 展示事業者	
八百津煎餅協同組合	八百津生菓子組合
花盛酒造(株)	(資)山田商店
内堀醸造(株)	味噌平醸造(株)
佐合食品工業(株)	つたぶ製麺所
おおだいら養蜂	長谷川人形(株)
伊藤建具	(株)日本パーツ製作所
(株)宏栄精機工業	(株)富信
ワカムラ電機(株)	※ 順不同

📌 営業許可

○ 仕出しを始めたい方は …

飲食店営業の許可が必要です。

飲食店営業とは、

・一般食堂 ・レストラン ・すし屋 ・居酒屋 ・仕出し屋 ・弁当屋 ・喫茶店 等 です。

※従って、飲食店の営業許可を持っている事業者の方は、仕出し屋さんを始めすることができます。

(注意) 仕出しを行う場合は、食品表示が義務づけられているのでご注意ください。

1) 食品表示が不要な場合

飲食店が客の注文に応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて対面販売する場合や、ランチタイムなどの繁忙期に備えてあらかじめ販売見込み量を容器に入れて販売する場合、食品表示は不要です。

2) 一部の表示が不要な場合

製造所と販売所が同じ施設や敷地で弁当やそうざいを調理し、容器包装したものを自ら販売する場合は表示義務があるものの、原材料名・内容量・原料原産地名など一部の項目の表示が不要です。

3) すべての表示が必要な場合

販売店舗とは別の場所で製造された弁当・そうざいを店舗に陳列して販売する場合やインターネットなどで通信販売する場合は、すべての項目を表示することが必要です。



○ 詳しくは、中濃保健所 (0574)25-3111へお尋ねください。

📌 CCNet やおつ

八百津町商工会青年部 主催

「八百津ふるさと応援花火」がCCNet やおつで放送されます。



◆ 放送日時：12月15日(水)

放送時間：*6:00~6:40 (4回繰り返し) *7:00~7:40 (4回繰り返し)
 *8:00~8:40 (4回繰り返し) *15:00~ *17:00~
 *18:00~18:40 (4回繰り返し) *19:00~19:40 (4回繰り返し)
 *20:30~ *22:00~

※お見逃しなきよう、ご覧ください！



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>



やおっち商い通信

令和3年12月号
八百津町商工会

📌 新型コロナウイルス経済対策

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

新型コロナウイルス緊急事態宣言またはまん延防止重点措置の影響で
売上が減少している事業者様へ！

「給付金の申請！」お忘れではありませんか？

◎給付対象

- ① 緊急事態措置またはまん延防止重点措置に伴う
飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月の内、
対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の
同じ月と比べて減少していること

→ ①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます！

注)減少幅により制度が異なり、また減少幅により給付対象とならない場合があります。

1. 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて 50%以上減少している事業者

→ 国の「**月次支援金**」の対象事業者

◎申請期間 10月分：2022年1月7日まで

※なお、登録確認機関での事前確認が必要な方は、
2021年12月28日までに事前確認を行ってください。

→ 詳しくは、HPで「月次支援金（10月分）」で検索いただくか、商工会へお問い合わせください！

2. 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて 30%以上50%未満減少している事業者

→ 県の「**売上減少事業者支援金**」の対象事業者

◎申請期間 10月分：2022年1月7日まで

- ※ ① 国の月次支援金10月分の給付対象となる事業者は対象外
② 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾)の対象となる
事業者は対象外

→ 詳しくは、HPで「岐阜県売上減少事業者支援金（第3弾）」で検索いただくか、
商工会へお問い合わせください！